

神奈川県民ホールにおける新型コロナウイルス感染症拡大予防ガイドライン

令和2年6月18日 策定
令和2年8月1日 改定
令和2年9月19日 改定
令和2年12月1日 改定
令和2年12月14日 改定
令和3年4月12日 改定
令和3年10月1日 改定
令和4年3月22日 改定

令和4年9月9日 改定
令和4年12月13日 改定
令和5年3月13日 改定

神奈川県民ホール
(指定管理者公益財団法人神奈川芸術文化財団)

主旨

神奈川県民ホール(以下、県民ホール)は、大ホール・小ホール・会議室・ギャラリーの各会場および共有するパブリックスペースにおいて、施設内における活動を行う際のウィルス感染を予防する対策を行います。催事に来場する「お客様」、催事を行うため来館する「主催者」、施設を管理運営する「従事者」など、県民ホールに来館する全ての人を対象となります。

対策の基本方針は、感染を拡大させるリスクが高いと考えられている3つの条件、「①密閉(換気の悪い密閉空間である)、②密集(多くの人々が密集している)、③密接(互いに手を伸ばしたら届く距離での会話や発声が行われる)」が発生することを避け、感染回避に取り組むものです。

このガイドラインは、新型コロナウイルス感染症拡大予防対策として、下記を参考にして定めるものです。本ガイドラインを施設利用者(主催者)、来館者、各催事に来場するお客様、並びに県民ホールを運営するすべての従事者の安全確保を第一に考え、予防策をとることの必要性を十分ご理解いただくため、活用していくものとします。

なお、本ガイドラインの内容は、令和5年2月10日に新型コロナウイルス感染症対策本部が決定した「マスク着用の考え方の見直し等について」及び基本的対処方針の変更を元に作成しました。また、今後の新型コロナウイルス感染症対策にかかる対処方針の変更や事態の状況により、必要に応じて改定を行うものとします。また、緊急事態宣言の発出およびまん延防止等重点措置が実施された場合は、このガイドラインに拠らず発出時の国及び神奈川県の方針に基づき対応を別途定めることがあります。

参考:

公益社団法人全国公立文化施設協会ガイドライン(令和2年5月14日作成、5月25日改定、9月18日改定、令和3年10月15日改定、令和4年10月31日改定、令和5年3月13日改定)

https://www.zenkoubun.jp/covid_19/files/0313covid_19.pdf?02

公益財団法人日本博物館協会ガイドライン(令和2年5月14日作成、5月25日改定、9月18日改定、令和3年10月14日改定、令和4年9月21日改定)

https://www.j-muse.or.jp/02program/pdf/jam_covid_guideline_20220921

内閣官房新型コロナウイルス感染症対策推進室

<https://corona.go.jp/news>

神奈川県 新型コロナウイルス感染症の拡大を防止するため行っていただきたい取組(チェックリスト)

https://www.pref.kanagawa.jp/documents/64357/20230313_checklist.pdf

【ギャラリーをご利用の皆様へ】

＜展覧会前の対策＞

密集する状況を回避するため、次の手段の検討をお願いします。

- 設営、撤収時間の十分な確保
- 有料展覧会の場合、電子チケットの導入や来場者自身での半券のもぎり
- 混雑が予想される場合は、事前受付、時間指定等による入場者管理
- 直接手で触れることができる展示物(ハンズオン)は感染リスクが高いため展示しないことを原則とし、止むを得ない場合は主催者が管理してアルコールなどで消毒を徹底してください。
- オーディオガイドを設置する場合は、使用のたびにアルコールなどで消毒を行ってください。
- 展示室内でワークショップ、ギャラリートーク、審査会、表彰式等を実施する場合は、事前に当館職員と打合せの上、十分な感染症予防対策をとった上で実施してください。具体的な感染症予防対策を講じても十分な対応ができないと考えられる場合は、自粛をお願いすることがあります。
- 入場者にガイドラインに沿った対策を取って頂くにあたり、来館前に県民ホールのホームページ等で感染症予防対策を予め確認していただくように、フライヤーや招待状等での周知をお願いします。

＜展覧会 設営、撤収時の対策＞

- 設営、撤収は、主催者スタッフ、設営業者を含め必要最低限の人数で行い、極力人と人との間隔をとってください。
- 設営および撤収時、ワイヤー、S管等の展示備品や机、椅子等の備品を取り扱う際はこまめに手指の消毒を行うなどの対策を取ってください。
- 使用された長机、パイプ椅子などは、展覧会終了後アルコールなどで消毒を行ってください。
- 会場内で感染者が発生した場合に備え、すべての設営、撤収関係者の緊急連絡先等をあらかじめ名簿等を作成して把握しておいてください。また万が一感染者が発生した場合、必要に応じてその情報が保健所等の公的機関に提供される可能性があることを、関係者全員に事前に周知してください。

＜展覧会開催中の対策＞

受付

- 受付や当番スタッフは必要最低限の人数配置として、徹底した体調管理をお願いします。
- 対面で受付を行う際は、個人の判断により必要に応じたマスクの着脱をお願いします。マスクはしっかり鼻の形に合わせ、あご下まで伸ばしすき間なくフィットさせてください。(フィルター性能の高い不織布マスク推奨)
- 入場者への配布物(パンフレット等)は手渡しを避け、据置き方式としてください。
- 各展示室の面積及び換気量を勘案した人数制限を行ってください。
- 入場列を作る際は、人と人との間の密度が高ならないように人と人が触れ合わない距離を確保し、人が滞留しないように工夫してください。
- 図録等の物品販売を行う場合、金銭の授受においては、キャッシュレス決済等の現金を取り扱わない

方法を推奨しております。

○販売物の見本が必要な場合は、手指消毒などを徹底して行ってください。

○当日券の販売をするときは、物品販売と同様の対応をお願いします。

展示作品

○来館者同士の密が発生しない程度の間隔(最低限人と人が接触しない程度の間隔)を確保してください。

○必要なとき以外の会話は極力さけるよう、展示室内に掲示する等の周知を行ってください。

○混雑が予想される場合は、フロアマーカ等の設置を行い、来館者同士の距離を確保できるようにしてください。

■体調不良及び感染が疑われる方が認められた場合の対応

他の参加者から距離が離れた場所に移動してもらい、他の人を近づけないようにしてください。

県民ホール事務所にご連絡の上、連携して対応を行っていただきます。その際、対応する人員は最少人数とし、不特定多数が対象者の対応をすることが無いように努めてください。